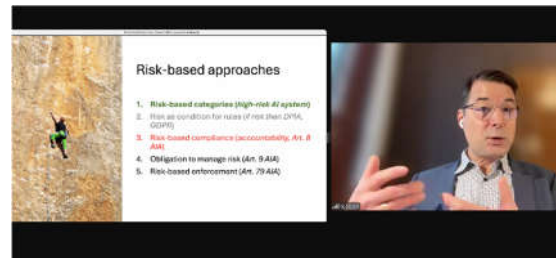




2024年度活動報告書



早稲田大学比較法研究所

目 次

所長挨拶	1
全所の研究プロジェクト	2
共同研究プロジェクト	8
学術交流	10
研究情報発信	12
比較法研究所叢書バックナンバー	13
シンポジウム・講演会	15
(1) 国際シンポジウム等 (11 回)	16
(2) 公開講演会 (11 回)	19
(3) スタディーセミナー (2 回)	20
学際連携	21
運営体制 (2024 年 9 月 21 日現在)	23
構成員 (2025 年 3 月現在 ※2024 年度構成員)	24
兼任研究所員	24
招聘研究員	25
研究協力員	29
助教・助手	30

所長挨拶

比較法研究所によるこそ



（第22代所長 上野 達弘（所長期間：2024年9月～））

早稲田大学比較法研究所（通称「比研」）は1958（昭和33）年に設立されました。当時法学部教授であった故中村宗雄（本学名誉教授・日本学士院会員）が1954（昭和29）年にパリで行われた国際比較法学会に出席した際、戦後の諸外国において比較法研究施設が増えていることに感銘を受け、早稲田大学の前身である「東京専門学校」の創設（1882〔明治15〕年）75周年である1957（昭和32）年の機運もあり、翌1958（昭和33）年4月に、中村宗雄が初代所長となって本研究所が設立されました（「早稲田大学百年史」第3編第7章・第10編第6章1参照）。

比研の趣旨を定めた比較法研究所規則1条は現在も変わっておらず、「本大学創立者大隈重信の建学の精神を体し、その創唱せる『東西文明の調和』という理想を時代に即して昂揚・実現するため」と定めています。

比研には、比較法学に関連する研究に従事する早稲田大学の教員である兼任研究所員105名、本研究所の事業に参画する学外の招聘研究員167名のほか、助教・助手3名などが在籍しており、現在20件の共同研究プロジェクトが実施されています（2025年8月現在）。

国際的な学術交流も盛んで、中国社会科学院法学研究所、清華大学法学院、メルボルン大学比較法国際法研究所、デューク大学ロースクール、マックス・プランク犯罪・安全と法研究所、マックス・プランク競争イノベーション研究所、韓国法制研究院、ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ等と協定を締結しているほか、訪問学者や外国人研究員等の受け入れも行っています。比研が主催・共催する公開講演会やシンポジウムは毎年20回を超えます。

その成果は、「比較法学」「Waseda Bulletin of Comparative Law」「比較法研究所叢書」といった出版物として定期刊行しているほか、「Topics of Japanese Law」「比研オンライン・ジャーナル」「比研オンライン・フォーラム」といったオンラインのプラットフォームでも発信しています。

比研は2028年に設立70年を迎えます。皆様におかれましては、引き続きご支援ご協力を賜れましたら幸甚に存じます。

全所的研究プロジェクト

先端技術と法（2019 年度～）

全所的研究教育プロジェクト「先端技術と法」は、2018 年度に理工学術院と連携して研究会として開始した「AI/ロボットと法」を発展させる形で 2019 年度より本格的に活動を開始しました。

現在は技術的側面のみが注目されている先端技術ですが、必ずしも技術の進歩に法制度が追いついていない状況です。このプロジェクトでは、先端技術を社会に導入する際に、解決しておくべき法学的課題、整備すべき法制度等について、理工学と法学の双方の視点から検討を加えていきます。

2019 年度には、まず東京においてシンポジウム「AI・IT をめぐる法の現状と課題；民法・刑事法・手続法・金融法の観点から」を開催し、続いて北京において「新技術と法」と題する中国社会科学院法学研究所との国際シンポジウムを開催し、新技術について日中の法学者が民法的視点（自動運転技術、自動運転事故と法）、商法的視点（仮想通貨、フィンテックと法）、刑法的視点（AI の開発・利用・運用と法）、訴訟法的視点（司法・裁判と IT 化）から課題を取り上げて、議論を深めました。そして 2020 年度は、東京で「新技術と法」の第 2 弾を開催する予定で準備を進めていましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、開催を 2021 年度に延期することになりました。

その 2021 年度は、依然収まらない感染状況のためオンラインにより開催することとなりました。とはいえ、「AI と労働法」、「AI・インターネットと著作権」、「暗号資産の金融法的規制」、「プラットフォーム企業の競争法的規制」、「AI と刑事責任主体」の 5 つのセッションを設け、活発な議論を行うことができました。

そして、2022 年度も引き続きコロナ禍の影響はありつつ、積極的な交流・議論の場の造成を目指し、6 月に日独法律家協会と日独シンポジウム「AI と法—可能性と課題」はハイブリッド、9 月に中国社会科学院法学研究所との共同シンポジウム「新技術と法Ⅲ」はオンライン、また 3 月には法学部、理工学術院総合研究所、先端技術と法・倫理研究所および AI ロボット研究所と連携してのシンポジウム「『先端科学技術と法』コースにおける『文理融合』教育の可能性」をハイブリッドにて開催し、徐々にではありますが、以前のような活況が戻ってまいりました。また、2021 年 9 月に実施した中国社会科学院法学研究所との共同シンポジウム「新技術と法Ⅱ」の内容を「比較法学」第 56 巻第 1 号に掲載し、出版に関しても充実をはかりました。

2023 年度は多様な交流・議論の場が形成され、先端技術と法関連の比較法研究所の主催・共催だけでも、公開講演会で 2 回および国際シンポジウムでは 6 回のシンポジウム等が開催されました。また、2022 年 9 月に実施した中国社会科学院法学研究所との共同シンポジウム「新技術と法Ⅲ」の内容を「比較法学」第 57 巻第 1 号に掲載しました。

コロナ禍が収束した 2024 年度は、9 月に日中共同シンポジウム「新技術と法Ⅳ」が早稲田大学（東京）で 5 年ぶりに対面形式で開催され、報告と活発な議論がなされました。また、全所的研究プロジェクト「先端技術と法」に関連する、国際シンポジウムや公開講演会も開催されました。

開催実績

種別	題名	開催日／場所	報告者
シンポジウム	AI・IT をめぐる法の現状と課題；民法・刑事法・手続法・金融法の観点から	2019 年 8 月 2 日 早稲田大学（東京）	山口 齊昭（研究所員、法文学術院教授） 遠藤 聡太（研究所員、法文学術院准教授） 内田 義厚（研究所員、法文学術院教授） 黒沼 悦郎（研究所員、法文学術院教授）
シンポジウム	新技術と法	2019 年 9 月 4 日 中国社会科学院法学研究所（北京市）	<日本側> 黒沼 悦郎（研究所員、法文学術院教授） 山口 齊昭（研究所員、法文学術院教授） 遠藤 聡太（研究所員、法文学術院准教授） 内田 義厚（研究所員、法文学術院教授） <中国側> 趙 壘（中国社会科学院法学研究所研究員） 高 絲敏（清華大学法学院准教授） 劉 仁文（中国社会科学院法学研究所研究員） 江 溯（北京大学法学院准教授） 馮 珏（中国社会科学院法学研究所副研究員） 熊 丙万（中国人民大学法学院准教授） 呂 艷濱（中国社会科学院法学研究所研究員） 楊 延超（中国社会科学院法学研究所副研究員）

シンポジウム	新技術と法 II	2021 年 9 月 17 日 Zoom ウェビナー	<日本側> 大木 正俊（研究所員、法学学術院教授） 上野 達弘（研究所員、法学学術院教授） 久保田 隆（研究所員、法学学術院教授） 土田 和博（研究所員、法学学術院教授） <中国側> 王 天玉（中国社会科学院法学研究所副研究員） 楊 延超（中国社会科学院法学研究所研究員） 金 善明（中国社会科学院法学研究所副研究員） 王 威駟（KDDI 総合研究所研究員） 劉 仁文（中国社会科学院法学研究所研究員）
シンポジウム	AI と法—可能性と課題	2022 年 6 月 10 日 早稲田大学（東京） および Zoom ウェビナー	<学内発表者> 山口 斉昭（研究所員、法学学術院教授） 遠藤 聡太（研究所員、法学学術院准教授） 田村 達久（研究所員、法学学術院教授） <招聘発表者> 小笠原 匡隆（株式会社 LegalForce 代表取締役共同創業者・法律事務所 ZeLo 外国法共同事業代表弁護士） Dr. Christian Lemke（ドイツ連邦弁護士会副会長・弁護士） Prof. Dr. Wolf-Georg Ringe（ハンブルク大学） Prof. Arndt Sinn（オスナブリュック大学） Prof. Silja Vöneky（フライブルク大学）
シンポジウム	新技術と法 III	2022 年 9 月 5 日 Zoom ウェビナー	<日本側> 上野 達弘（研究所員、法学学術院教授） 山口 斉昭（研究所員、法学学術院教授） 黒沼 悦郎（研究所員、法学学術院教授） 小山 敬晴（研究所員、大分大学経済学部准教授） <中国側> 管 育鷹（中国社会科学院法学研究所研究員） 周 輝副（中国社会科学院法学研究所副研究員） 陳 潔（中国社会科学院法学研究所研究員） 王 天玉（中国社会科学院法学研究所副研究員）
シンポジウム	「先端科学技術と法」コースにおける「文理融合」教育の可能性	2023 年 3 月 4 日 早稲田大学（東京） Zoom ウェビナー	尾形 哲也（AI ロボット研究所 所長 理工学術院教授） 田村 達久（研究所員、法学学術院教授） その他対談ならびに法学部主専攻法学演習肥塚 肇雄教授 ゼミおよび平井 光貴ゼミ発表
シンポジウム	人工知能とデータプライバシー	2023 年 6 月 5 日 早稲田大学（東京）	ラーデマツハ クリストフ（研究所員、法学学術院教授） Michael Will（独バイエルン州データ保護監督局長） 石江夏生利（中央大学国際情報学部教授、個人情報保護委員会専門委員）
シンポジウム	日韓共同シンポジウム：2022年の韓国国際私法改正と先端科学技術	2023 年 9 月 23 日 早稲田大学（東京）	李 圭鎬（韓国・中央大学教授、次世代コンテンツ財産学会会長） 全 慶峻（韓国弁護士、次世代コンテンツ財産学会副会長） 金 仁徹（韓国・祥明大学教授） 李 鍾赫（韓国・ソウル国立大学助教授）
シンポジウム	第3回中日私法シンポジウム：AI 時代における司法上の課題と展望	2023 年 10 月 22 日 早稲田大学（東京） および Zoom	満 洪傑（華東政法大学 教授） 長島 光一（帝京大学法学部講師） 孫 莹（西南政法大学教授） 平井 光貴（早稲田大学法学学術院講師） 鄭 志峰（西南政法大学准教授）

シンポジウム	第 16 回日中公法学シンポジウム早稲田大会	2023 年 11 月 4 日 早稲田大学（東京）	山本 龍彦（慶応義塾大学大学院法務研究科教授） 莫 紀宏（中国社会科学院法学研究所研究員・所長） 曾我部 真裕（京都大学大学院法学研究科教授） 解 志勇（中国政法大学比較法学研究院教授） 下山 憲治（早稲田大学法学学術院教授） 劉 松山（山東大学法学院（威海）教授） 穴戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 余 凌雲（清華大学法学院教授） 人見 剛（早稲田大学法学学術院教授） 劉 芸（中国政法大学法治政府研究院教授） 寺田 麻佑（一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター准教授） 熊 樟林（東南大学法学院教授）
シンポジウム	デジタル化と金融法の未来	2023 年 12 月 2 日 早稲田大学（東京） および Zoom	John Taylor（ロンドン大学名誉教授・弁護士・UK） Benjamin Geva（ヨーク大学ロースクール教授・CA） Agasha Mugasha（グル大学教授・ウガンダ） 宝木 和夫（国際商事研究学会会長） Will Bateman（オーストラリア国立大学准教授・AU） Jason Allen（シンガポール経営大学准教授・SG）久保田 隆 早稲田大学教授 Alex Sims（オークランド大学准教授・NZ） Barrio Fernando（ロンドン大学講師・UK） Rosa Lastra（ロンドン大学教授・UK） Said Gulyamov（タシケント国立法科大学教授・ウズベキスタン）
シンポジウム	RCLIP イブニングセミナー [AI と著作権 日中の最新動向と課題]	2023 年 12 月 11 日 早稲田大学（東京） および Zoom	何 天翔（香港城市大学准教授） 謝 晴川（武漢大学法学部准教授） 奥邨 弘司（慶応義塾大学教授） 上野 達弘（早稲田大学法学学術院教授）
公開講演会	EU における新たな AI 規制: その挑戦と将来の可能性	2024 年 6 月 7 日 早稲田大学（東京）	アレクサンダー・ショッパー（インスブルック大学教授）
シンポジウム	新技術と法Ⅳ	2024 年 9 月 5 日 早稲田大学（東京）	<日本側> 内田 義厚（研究所員、法学学術院教授） 黒川 哲志（研究所員、社会科学総合学術院教授） 岡田 正則（研究所員、法学学術院教授） 森島 繁生（研究所員、理工学術院教授） 上野 達弘（研究所員、法学学術院教授） 山口 齊昭（研究所員、法学学術院教授） 肥塚 肇雄（研究所員、法学学術院教授） <中国側> 董 坤（中国社会科学院） 席 月民（中国社会科学院） 呂 艶濱（中国社会科学院） 張 浩然（中国社会科学院） 徐 玖玖（中国社会科学院）
シンポジウム	MaaS プラットフォームと自動運転事故の民事責任--日独比較--	2024 年 9 月 17 日 早稲田大学（東京）	クリスティアン・アルムブリュスター（ベルリン自由大学法学部教授） 山口齊昭（早稲田大学教授） 肥塚肇雄（早稲田大学教授）
公開講演会	デジタル化と国際私法：日本とドイツの視点から	2024 年 11 月 7 日 早稲田大学（東京）	アントン・ツィーママン（ハイデルベルク大学博士）
シンポジウム	AI と著作権法 第 2 回 米国・アジア比較著作権法シンポジウム	2024 年 12 月 14 日 早稲田大学（東京）	秦 元明（中国最高人民法院・知財法廷 上級判事） Judge Margaret McKeown（米国合衆国第九巡回区控訴裁判所 判事） 中島基至（東京地方裁判所 部総括判事）

			Judge Bowon Kwon (韓国知的財産高等裁判所 判事) Shira Perlmutter (米国著作権局長) 中原裕彦 (文部科学省・文部科学戦略官) 竹内 敏 (日本経済新聞社、日本新聞協会・新聞著作権小委員会委員長) Dave Kumar (Meta) Yi Wang (AlibabaCloud) Kaixin Zhu (Tencent ResearchInstitute) 古川直裕 (ABEJA)
公開講演会	AI 規制はすべてリスクベースであるべきか? : AI 規制法の リスクベースアプローチの論理と限界	2024 年 12 月 14 日 早稲田大学 (東京)	トビアス・マーラー (オスロ大学教授)

(比較法研究所ウェブサイトより)

主 催 : 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法務研究科

共 催 : 基盤研究 (A)「グローバル立憲主義に基づくグローバル秩序構想の探求と制度論の構築」代表者 : 須網隆夫 (早稲田大学教授)、早稲田大学 EU 研究所

国際シンポジウム「EU における AI 規制:新 AI 規則の挑戦と今後の可能性」開催報告

2024 年 6 月 7 日早稲田大学 (東京)

2024 年 6 月 7 日 (金)、早稲田大学にて講演会「EU における AI 規制:新 AI 規則の挑戦と今後の可能性」が開催されました。今回は、インスブルック大学のアレクサンダー・ショッパー教授をお招きして、EU における AI 規制の経緯と課題について報告・議論が行われました。まず、アレクサンダー・ショッパー教授により EU における AI 規制の背景と現状、AI 規則の主な内容について報告が行われました。EU における AI 規制への動きは、2018 年 6 月に欧州委員会により「人工知能に関するハイレベル専門家グループ」が設置されたことで始まります。2019 年 4 月には、「信頼できる AI に関する倫理ガイドライン」が発表され、拘束力の無い 7 つの倫理原則が示されました。しかし、当ガイドラインは拘束力を持たず、その実施を確保するために法的拘束力を持つ AI 規則の制定がウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長の下で求められました。その後、欧州委員会は 2021 年 4 月に新たな規則を提案し、2023 年 12 月には欧州委員会と理事会の 3 つの共同立法機関が AI 規則の制定について合意に達しました。



AI 規則の正式な公布はまだですが、2024 年 4 月 13 日には欧州議会の立法決議が行われ、5 月 12 日には欧州理事会でも採択されています。

続いて、AI 規則の定義と適用範囲について焦点が当てられ、主に AI システムの分類と規制態様について説明されました。新たに設けられた AI 規則の第 1 条 1 項は、「域内市場の機能を改善し、人間中心の信頼できる AI の導入を促進することであり、同時に、域内における AI システムの有害な影響に対して、健康、安全、民主主義、法の支配、環境保護を含む EU 基本権憲章に謳われている基本的権利の高水準の保護を確保し、イノベーションを支援すること」を目的としています。AI 規則には 110 を越える

る条文と 13 の章が存在します。

AI 規則の目的上、「AI」を定義する必要がありましたが、法律上は現在では「AI システム」という用語が用いられています。本規制法第 3 条 1 項によれば、「AI システム」とは、「様々なレベルの自律性で動作するように設計され、配備後に適応性を示す可能性があり、明示的または暗黙的な目的のために、物理的または仮想的な環境に影響を与えることができる予測、コンテンツ、推奨、決定などの出力を生成する方法について、受信した入力から推測する機械ベースのシステム」とされています。最終的な条文では、AI をより単純なソフトウェアシステムと区別するため、経済協力開発機構 (OECD) が提示したように、データを認識しその出力に基づいて行動することによって環境と相互

作用する AI モデルを備えたシステムを指すものとされています。AI システムはアプリケーションの AI モデルを開発するために必要なハードウェア、ソフトウェア、ユーザーインターフェースなどの総称を意味する一方で、AI モデルはそれ単体では AI システム全体の形成はできず、特定のタスクを実行するために調整されたアルゴリズムや数学的モデルなどを指します。

AI 規則第 2 条では本規則の適用範囲が定義されており、AI システムを EU 域内の市場に提供する事業者に対しては、EU 域内に所在しているか第三国に所在しているかに関わらず適用対象とされ、EU 域内に存在する AI システムの利用者も適用対象とされます。例えば日本の事業者がインターネット経由で EU 域内の国々がアクセス可能な履歴書を評価する AI プログラムを提供しており、オーストリアの企業がこのプログラムを使用して企業への応募書類を評価する場合、AI 規則第 2 条(2) (a)の「AI システムの EU 市場への流通」に該当します。本規則が適用されない例外として、軍事・防衛目的のみに使用されるシステムや、研究および技術革新のみを対象として使用される AI システムなどが挙げられます。なお、多くの事業者に包括的に求められる要件は、AI 規則第 4 条に基づく AI リテラシーの確保であり、AI システムの提供や運営に携わる従業員に十分なレベルの AI を扱う知識と技術の獲得を求めています。

AI 規則の適用対象となる AI システムはそのリスクに応じて分類されます。具体的には、「最小限あるいはリスク無し（例：ビデオゲームなど）」、「限定的なリスク（例：AI チャットなど）」、「高リスク（例：生体認証などの特定の製品）」、「許容不可能（例：予測的警察活動などの人間の行動を操作する影響を持つ AI システム）」が挙げられます。例えば「限定的なリスク」に該当する場合はラベリングなどの透明性を確保する措置が求められますが、「高リスク」に該当する場合は市場に提供される前に監督組織に許可を得る必要があり、「許容不可能」に該当するものは禁止対象となります。規制の一環として、EU は、ChatGPT のような汎用 AI（GPAI）モデルの使用に特定の要件を課すことも決定しています。例えば AI 規則第 53 条では、リスクの分類に関わらず汎用 AI モデルのトレーニングや評価結果などを含む包括的な技術的文書の作成、当該モデルが含まれたシステムを提供する下流事業者が利用可能な情報や文書の整備、著作権法の遵守、AI モデルの訓練に用いられたコンテンツの概要を公表することなどが義務付けられます。

また、EU における AI 規制のために新たに設けられたガバナンスの仕組みと、AI 規則の規定に違反した場合の対応、生じた被害に対する法的救済措置について概説されました。AI 規則の下では、中心的な役割を担う欧州委員会に加えて第 64 条に規定されている AI 事務局が行動規範の策定および AI 規則の実施・適用の監督を行います。AI 規則第 65 条に規定されている AI 委員会は、欧州委員会とその加盟国への助言と支援を行うとともに、各国当局の調整を担い、AI 規制が統一的に行われるように働きかけます。また、これらの機関を支援する機関として、AI 規則第 67 条に基づきアドバイザー・フォーラムと、第 68 条に基づき科学パネルも設立され、国際的な市場監視活動の支援や、技術的な専門知識に関する助言が提供されます。

AI 規則の違反に対しては、特に EU 域内で禁止された AI システムが用いられた場合、最高 3500 万ユーロまたは当該違反企業の全世界年間売上高の 7%に当たる罰金が科される場合があります。AI 規則上の義務違反に対しては、最高 1500 万ユーロまたは企業の年間総売上高の 3%の罰金が科される場合があります。さらに、不正確あるいは誤解を招くような情報が事業者側から監督組織や各国の所轄官庁に提供された場合も最高 750 万ユーロあるいは当該違反事業者の年間総売上高の 1.5%の罰金が科される場合があります。これらの罰金に関しては、中小企業や新興企業が違反した場合には経営規模などを踏まえより合理的な上限が設けられます。なお、AI 規則第 85 条では、AI 規則の規定に違反していると信じるに足る理由がある場合に、個人または法人が市場を監視する当局に苦情を申し立てる権利が認められています。

最後に、EU における新たな AI 規制の長所と短所が比較検討され、AI 規制に向けた今後の見通しについて説明が行われました。AI 規則は、EU 域内での信頼できる AI 技術の利用促進や新たな国際規範の策定などに貢献しています。その一方で、複雑な規制メカニズムや AI システムの広範な定義などに起因する法的不確実性の問題も存在します。



提供されています。

その後、出席者と登壇者との間で質疑応答が行われました。質疑応答では、EU における AI 規則の制定は世界共通の普遍的性のある規制を促すものであるのか、様々な用途で活用可能である AI の危険性の分類は実際には困難ではないのか、許可申請や管理コストの点で不利である中小企業側からの反発は存在しないのか、といった様々な質問が挙げられ、活発な議論が行われました。

▽シンポジウムの様子（対面会場）

また、中小企業にとっては許可申請や運営管理にかかるコストにおいて大企業と比較して不利になる場合があります。AI 規則第 55 条には支援や手続き手数料の減免が規定されていますが、これらは限定的なものにとどまります。今後の予定として、AI 規則は EU の官報に記載されてから 20 日後に発効しますが、AI 規則は発効から 2 年後に適用開始となる予定です。ただし、禁止されている AI システムの提供や AI リテラシーに関する事項は、規則の発効から 6 か月後、行動規範は 9 か月後、ガバナンスや制裁に関する規定は 12 か月後に適用開始になるなど、各規則は段階的に適用開始になる予定です。このように時差が設けられることで、AI 規則を遵守するための準備を行う時間が

共同研究プロジェクト

比較法研究所では、兼任研究所員と招聘研究員による共同研究プロジェクトを行っています。
2024 年度の研究活動は、以下のとおりです。

研究会名（研究課題）／代表者	2024年度の研究活動
外国民事訴訟法研究 勅使川原 和彦	比較法の視点から、ヨーロッパ、米国、アジア諸国の民事手続法の比較研究を目的とし、研究成果を『比研英文年報』や学内外の雑誌に公開。
21世紀の憲法・行政法の変動の下での公法学の展開 江原 勝行	21世紀の憲法の変動について、主にドイツとの比較の観点から総合的に研究。研究成果の学内外の雑誌、学会誌等への公開。
データベース作成を目的としたフランス法全般の最新動向の分析 大橋 麻也	Zoomによる研究会の開催（毎週）。『フランス法律用語辞典〔第3版〕』（三省堂、2012年）の改訂のための翻訳作業。近年の重要なフランスの立法等の研究。
国際知的財産法・国際取引法の比較法的検討 種村 佑介	オンラインおよび対面による研究会（9回）ならびにデジタル化と国際私法：日本とドイツの視点からの講演会開催。
アメリカ最高裁判所の研究 中村 民雄	研究会（5回）。研究成果を『比較法学』に公開。
英米刑事法研究 小川 佳樹	アメリカ合衆国最高裁判所の刑事関係判決の検討。研究成果を『比較法学』に公開。
アジア公法学の比較研究 江原 勝行	第17回日中公法学シンポジウムを中国・四川大学法学院にて開催した。
英米少年法研究 小西 暁和	前年度に引き続き、研究会を開催し（2025年3月14日）、近年の英米法系の諸国における少年法制の動向・理論等を分析・考察している文献の検討を行った。討の成果については、『比較法学』への投稿を計画している。
経済行政法理論の比較法的研究 岡田 正則	定例研究会を対面とオンラインの併用で3回開催。科学研究費基盤研究C「経済関係のグローバル化に対応する経済行政法理論の構築」（2020-2023年度）の研究も分担してきた。研究成果を『比較法学』に公開。
イギリス最高裁判所研究 中村 民雄	研究会の対面開催（1回）。オンライン開催（1回）。対面・オンライン開催（1回）。
E U 法最新動向研究 中村 民雄	オンライン研究会（7回）の開催。研究成果の『比較法学』への公開。
北欧法制の研究 松澤 伸	刑事法および商事法において、公表し、早稲田法学においても公表を予定。

「持続可能社会」法学 棚澤 能生	研究会（4回）の開催。研究成果をシンポジウムで報告し、『比較法学』へ公刊。
不法行為法改正に向けた基礎的考察 大塚 直	日本私法学会シンポジウムにおいて研究発表。研究成果の刊行。
権利救済法システムの比較研究 松村 和徳	民事執行法改正に関連する研究。オンライン研究会（16回）の開催。研究成果の刊行。
環境基本法の改正に向けての問題点の整理および検討 大塚 直	「環境基本法の改正に向けて」と題する研究会を2025年1月から開始。早稲田法学へ公刊。
A I（人工知能）と法 黒沼 悦郎	研究成果を『比較法学』へ公刊。
英連邦諸国の会社法・資本市場法制の比較研究 川島 いづみ	研究会（10回）の実施。研究者個々による研究実施。研究成果『比較法学』や学外学会誌等への公刊。
日韓関係における法と政治 萬歳 寛之	研究会（1回）の開催。科研費関連研究実施。

学術交流

比較法研究所は、中国社会科学院法学研究所、デューク大学ロースクール、メルボルン大学比較法国際法研究所、マックス・プランク外国・国際刑法研究所、清華大学法学院、韓国法制研究院、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンと箇所間交流協定を結んでいます。

このうち、中国社会科学院法学研究所とは、1993年以来、日本（東京）と中国（北京）で定期的に共同シンポジウムを開催しており、2019年9月に北京で開催した「新技術と法」に続き、2020年9月には東京で「新技術と法II」を開催予定でしたが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2021年度に延期し、2021年9月にオンラインにて「新技術と法II」を開催し、2022年9月もオンラインにて、早稲田大学先端技術の法・倫理研究所が共催として参画し「新技術と法III」を開催し、2024年9月には、コロナウイルス感染症拡大以来の対面での日中共同シンポジウム「新技術と法IV」を早稲田大学にて開催しました。

2024年9月5日（木）9：15～18：15

主催：早稲田大学比較法研究所、中国社会科学院法学研究所

共催：早稲田大学先端技術の法・倫理研究所

場所：早稲田大学8号館3階大会議室

【日中共同シンポジウム「新技術と法IV」】

プログラム：

セッション1「訴訟手続・行政手続におけるAIの活用」9:30-12:30

司会：大橋 麻也（早稲田大学）

- 9:30-9:55 報告1 日本の民事手続におけるデジタル化の現状と課題（AI活用も含めて）
内田 義厚（早稲田大学）
- 9:55-10:20 報告2 中国の刑事事件におけるオンライン訴訟の実践の革新と発展ビジョン
董 坤（中国社会科学院）
- 10:20-10:45 報告3 行政過程におけるAIと法治主義の危機
黒川 哲志（早稲田大学）
- 10:45-11:10 報告4 公共データの開放と共有に関する法的規制
席 月民（中国社会科学院）
- 11:10-11:35 報告5 デジタル政府建設の進展と展望
呂 艶濱（中国社会科学院）
- 11:35-12:30 討論

セッション2「新技術活用保護と個人情報保護」13:30-14:40

司会：呉 用（中国社会科学院）

- 13:30-13:55 報告1 日本の新個人情報保護法とその問題点
岡田 正則（早稲田大学）
- 13:55-14:20 報告2 不正競争防止法における個人情報保護の機能と限度
張 浩然（中国社会科学院）
- 14:20-14:40 討論
（コーヒープレイク）

セッション3「メタバース空間におけるリスク管理」15:00-18:00

司会：岡田 正則（早稲田大学）

- 15:00-15:40 特別講演 リアル3Dアバターを創作するうえでの法的障害への懸念
森島 繁生（早稲田大学）
- 15:40-16:05 報告1 メタバース空間における財産的損害の概念（知的財産法の観点から）
上野 達弘（早稲田大学）
- 16:05-16:30 報告2 メタバース空間における人身損害の概念（誹謗中傷・ハラスメントとの関連）
山口 齊昭（早稲田大学）
- 16:30-16:55 報告3 メタバース空間における損害と保険
肥塚 肇雄（早稲田大学）
- 16:55-17:20 報告4 深層合成技術の法的ガバナンスに対する中国のアプローチ
徐 玖玖（中国社会科学院）
- 17:20-18:00 討論

総括・閉会挨拶 18:00-18:15
謝 増毅 中国社会科学院法学研究所副所長

(セッション報告の様子)



研究情報発信



比較法研究所では、様々な研究の成果を紙媒体とオンラインとで発信しています。

紙媒体としては、『比較法学』、『比較法研究所叢書』、『Waseda Bulletin of Comparative Law』を定期的に刊行しています。

2024年度の刊行実績は、次のとおりです。

『比較法学』第58巻1号、2号、3号

『Waseda Bulletin of Comparative Law』Vol.43 (2023)

なお、『比較法研究所叢書』は、第52号『Essays on Japanese Criminal Law (『日本刑法論集』)』を発行しました。

また、オンラインでは、「日本法トピックス (Topics of Japanese Law)」、「比研オンライン・ジャーナル」、「比研オンライン・フォーラム」を随時刊行しています。

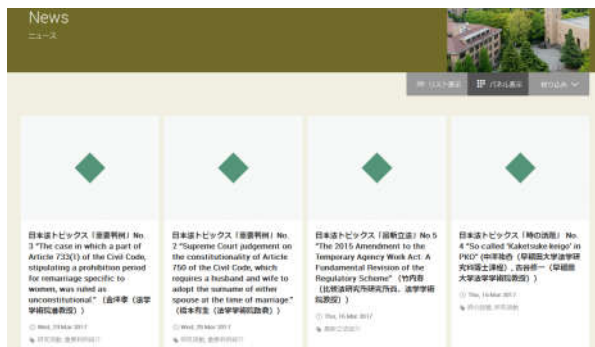
このほか、比較法研究所では国内外の研究者に向けてニュースレターを配信しています (2024年度の配信は9回)。



▲ 比較法研究所 Web サイト トップページ



▲ 出版・電子ライブラリのメニュー画面



▲ 比較法研究所のニュース画面



▲ オンライン・フォーラム画面

比較法研究所叢書バックナンバー

	[叢書 1]	ガットリッジ／水田義雄（監訳）『比較法』（1964），1200 円
★	[叢書 2]	葛城照三『イギリス船舶保険契約論』（1962），絶版
★	[叢書 3]	滝川政次郎『二条陣屋の研究・公事宿の研究』（1962），絶版
	[叢書 4]	ルンブ／有倉・竹内（共訳）『法治国における統治行為』（1964），1000 円
	[叢書 5]	佐藤立夫『イギリス行政訴訟法の研究』（1968），1500 円
	[叢書 6]	福島正夫他編『小野梓稿「国憲論綱：羅馬律要」』（1974），4500 円
★	[叢書 7]	佐藤篤士『LEX XII TABULARUM：12 表法原文・邦訳および解説』（1969），絶版
	[叢書 8]	入江啓四郎『開発途上国における国有化』（1974），絶版
	[叢書 9]	チッレ／直川誠蔵訳『社会主義比較法学』（1979），絶版
	[叢書 10]	ペーテルス／内田一郎編訳『西ドイツ現代刑事訴訟・刑法・行刑論文集』（1980），3600 円
	[叢書 11]	佐藤立夫『現代ドイツ公法学を築いた碩学たち』（1982），4000 円
	[叢書 12]	西村幸次郎編訳『中国における法の継承性論争』（1983），3700 円
	[叢書 13]	黒木三郎『比較法社会学研究』（1984），8500 円
	[叢書 14]	杉山晴康ほか『刑法審査修正関係諸案』（1984），3000 円
	[叢書 15]	田山輝明編・監訳『西ドイツの新用益賃貸借法制』（1986），3000 円
	[叢書 16]	ウィルバー／内田一郎編訳『アメリカ合衆国の連邦最高裁判所：DUE PROCESS OF LAW の保障』（1986），絶版
	[叢書 17]	矢頭敏也『英米不法行為判例研究』（1988），4500 円
	[叢書 18]	杉山晴康ほか編『刑法改正審査委員会決議録刑法草案』（1989），3300 円
	[叢書 19]	土井輝生『Intellectual Property Protection and Management』（1992），10000 円
	[叢書 20]	矢頭敏也訳編『イギリス法と欧州共同体法』（1992），5000 円
	[叢書 21]	佐藤篤士『改訂 LEX XII TABULARUM：12 表法原文・邦訳および解説』（1993），5000 円
★	[叢書 22]	エクハルト・シュタイン／浦田賢治ほか訳『ドイツ憲法』（1993），絶版
	[叢書 23]	フォルカー・ヤコビ／田山輝明監訳『知的・精神的障害者とその権利：研修と実務の手引』（1996），3500 円
	[叢書 24]	土井輝生『INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS: CONTRACT AND DISPUTE RESOLUTION』（1996），8000 円
	[叢書 25]	小口彦太編『中国の経済発展と法』（1998），7000 円
	[叢書 26]	外国民事訴訟法研究会編『ヨーロッパにおける民事訴訟法理論の諸相』（1999），5000 円
	[叢書 27]	ジョン・パロース／浦田賢治監訳『核兵器使用の違法性：国際司法裁判所の勧告的意見』（2001），7500 円
	[叢書 28]	大須賀明編『国家の法的関与と自由：アジア・オセアニア法制の比較研究』（2001），9800 円
	[叢書 29]	野村稔・張凌『注解中華人民共和国新刑法』（2002），4900 円
	[叢書 30]	早稲田大学比較法研究所編『比較法研究の新段階－法の継受と移植の理論－』（2003），2900 円

★印の叢書は絶版です。

★印のない叢書は在庫がございますので、ご希望の方は比較法研究所事務所までお問い合わせください。

また、表示価格は本体価格で、別途消費税がかかります。

[叢書 31]	浦田賢治『Reflections on Global Constitutionalism』(2005), 2500 円
[叢書 32]	早稲田大学比較法研究所編『日本法の国際的文脈－西欧・アジアとの連鎖－』(2005), 2800 円
[叢書 33]	早稲田大学比較法研究所編『日本法のアイデンティティに関する総合的・比較法的研究－源流の法とグローバル化の法－』(2006), 2800 円
[叢書 34]	早稲田大学比較法研究所編『比較と歴史のなかの日本法学－比較法学への日本からの発信－』(2008), 4000 円
[叢書 35]	松澤伸訳著『デンマーク司法運営法－刑事訴訟関連規定－』(2008), 2500 円
[叢書 36]	宮川成雄編著『アメリカ最高裁とレーンキスト・コート』(2009), 3200 円
[叢書 37]	早稲田大学比較法研究所編『比較法と法律学-新世紀を展望して』(2010), 3600 円
[叢書 38]	ハンス＝ヨアヒム・コッホ編／岡田正則監訳『ドイツ環境法』(2012), 4400 円
[叢書 39]	ウルリッヒ・ズーバー著／甲斐克則・田口守一監訳『21 世紀刑法学への挑戦－グローバル化情報社会とリスク社会の中で－』(2012), 4500 円
[叢書 40]	木棚照一編著『知的財産の国際私法原則研究－東アジアからの日韓共同提案－』(2012), 4000 円
[叢書 41]	早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法－基本法の比較法的考察－』(2014), 2778 円
[叢書 42]	吉田克己＝マチルド・プトネ編『環境と契約－日仏の視線の交錯』(2014), 2778 円
[叢書 43]	榊澤能生編『持続可能社会への転換と法・法律学』(2016), 3704 円
[叢書 44]	デボラ・ローディ著／石田京子訳『プロボノ活動の原則と実務－公共奉仕と専門職－』(2017), 3056 円
[叢書 45]	中村民雄編『民事法の解釈適用と憲法原則－中国民法編纂に向けた日中比較－』(2017), 2315 円
★ [叢書 46]	浅古弘監訳／Darryl E. Flaherty 著『近代法の形成と実践－19 世紀日本における在野法曹の世界－』(2019), 3928 円
[叢書 47]	ジェームズ R シルケナート、ジェームズ E ヒッキーJr、ピーター D バレンボイム 編著 岡田正則、紙野健二、高橋明男 編訳『法の支配と法治主義』(2020), 6680 円
★ [叢書 48]	中村民雄編『持続可能な世界への法－Law and Sustainability の推進』(2020), 3909 円
[叢書 49]	松村 和徳、吉田 純平著『スイス民事訴訟法概論』(2021), 4545 円
[叢書 50]	榊澤 能生、文 元春著『持続可能な農地利用のための農地法制の比較研究－ドイツ・中国・日本－』(2022), 4,545 円
叢書 51	宮川 成雄編『アメリカ最高裁とロバーツ・コート－先例拘束原理の展開－』(2023), 4387 円
叢書 52	松澤 伸編 Essays on Japanese Criminal Law (『日本刑法論集』) (2024), 2670 円

★印の叢書は絶版です。

★印のない叢書は在庫がございますので、ご希望の方は比較法研究所事務所までお問い合わせください。

また、表示価格は本体価格で、別途消費税がかかります。

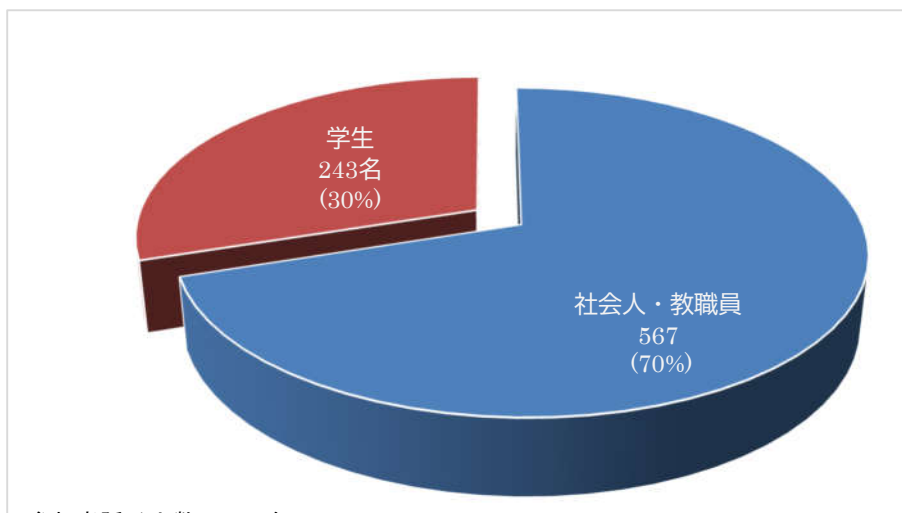
シンポジウム・講演会

比較法研究所では、シンポジウム・公開講演会等を通して、その研究成果を研究者だけでなく、広く学生、社会人にも向けて発信するとともに、学内外との交流を図っています。また、その内容も、法学の各分野を深く掘り下げるものに加えて、法学以外の専門家も参加する学際的なものも少なからずあり、現代社会が抱えるさまざまな問題と多角的に向き合っています。

2022年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響はあり、残念ながら企画しながらも延期となったイベントもありましたが、2023年度は公開講演会、国際シンポジウムおよびセミナーをオンラインやハイブリッドも取り入れつつ、コロナ禍以前の規模に回数・参加者共に戻ってきました。また、2021年度から新たな取り組みとして開始した「スタディセミナー」を引き続き2024年度も実施することができました。ここでは、比較法研究所が2024年度に開催したシンポジウム（全11回）と講演会（11回）およびスタディセミナー（2回）の延べ参加者数（806人、242人の学生を含む）を掲載します*。

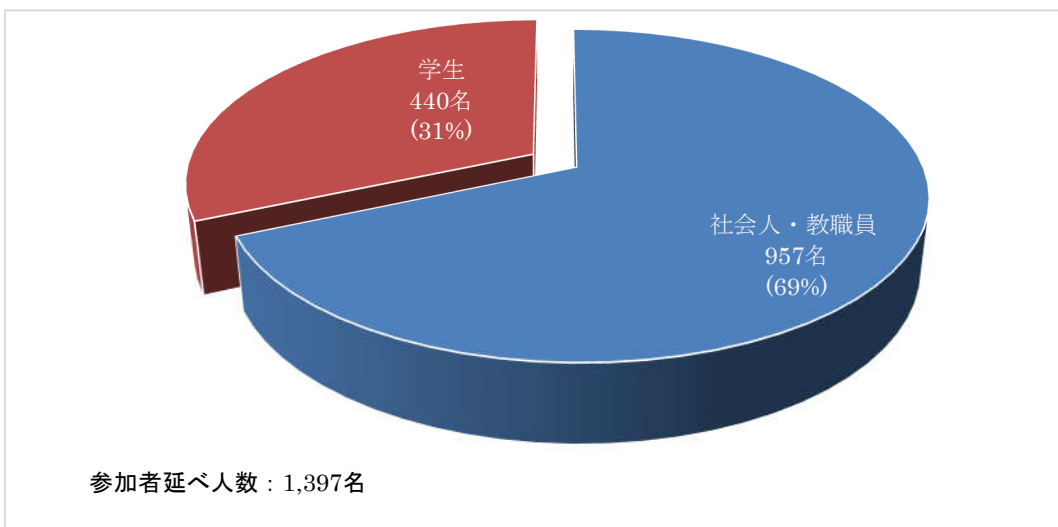
*：シンポジウム参加者数の統計は、2024年度に開催したシンポジウムの中で、参加者数を把握できたもののみを集計しています。このため、実際の参加者数はこの数字よりもさらに多いと推定されます。

2024 年度 シンポジウム・スタディセミナー参加者



参加者延べ人数：810名

2023 年度 シンポジウム・スタディセミナー参加者



参加者延べ人数：1,397名

(1) 国際シンポジウム等 (11 回)

2024年 6月	6月7日 通貨を巡る国際シンポジウム 主 催 国際商事研究学会、国際取引法学会契約法制部会 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法務研究科 報告者 ウィル・バイトマン（オーストラリア国立大学教授） 久保田隆（研究所員、早稲田大学法学学術院教授） 眞鍋泰治（公認会計士） 大矢伸（欧州復興開発銀行・東京事務所長） 企画責任者 久保田 隆（研究所員、法学学術院教授） ※参加者数 103名（うち学生78名）
	6月22日 持続可能社会法学の方法と主要論点 主 催 早稲田大学比較法研究所、比較法研究所共同研究「持続可能性社会法学」 共 催 早稲田大学法学部 第一部 発表者 森田 匠（早稲田大学大学院） 亀岡 鉦平（大分大学） 第二部 発表者 久米 一世（中部大学） 桑原 尚子（岩手県立大学） 杉田 和正（早稲田大学） 第三部 発表者 棚澤 能生（早稲田大学） 企画責任者 棚澤 能生（早稲田大学法学学術院教授） ※参加者数 67名（うち学生3名）
	6月29日 イギリス人権法25年の軌跡と展望 主 催 比較法研究所共同研究イギリス最高裁研究会 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法学部 報告者 江島 晶子（明治大学） 倉持 孝司（元・南山大学） 建石 真公子（法政大学） 愛敬 浩二（早稲田大学） 企画責任者 中村 民雄（早稲田大学法学学術院教授） 参加者数 42名（うち学生10名）
8月	8月6日 武漢大学海外学術週・法学サブフォーラム 主 催 武漢大学 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法務研究科 報告者 馮 果（武漢大学教授、人文社科院院長、元法学院院長） 蔡 穎（武漢大学副教授） 秦 天宝（武漢大学教授、法学院院長） 謝 晴川（武漢大学副教授） 企画責任者 上野 達弘（早稲田大学法学学術院教授） 参加者数 13名（うち学生6名）

9月	9月17日 MaaSプラットフォームと自動運転事故の民事責任--日独比較-- 主 催 先端技術の法・倫理研究所 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法学部 講演者 クリスティアン・アルムブリュスター (ベルリン自由大学法学部教授) 報告者 第1部 山口 齊昭 早稲田大学先端技術の法・倫理研究所員・法学学術院教授 吉本 篤人 沖縄大学経済法学部教授 (Zoom) 第2部 肥塚 肇雄 早稲田大学先端技術の法・倫理研究所員・法学学術院教授 前田 太郎 中央大学法科大学院教授 第3部 パネル・ディスカッション 企画責任者 肥塚 肇雄 (早稲田大学法学学術院教授) ※参加者数 18名 (うち学生4名)
10月	10月12日 保険代理店の現代的課題―日独比較 主 催 先端技術の法・倫理研究所 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法学部 報告者 クリスティアン・アルムブリュスター (ベルリン自由大学法学部教授) 大塚 英明 (早稲田大学法学学術院教授) 企画責任者 肥塚 肇雄 (早稲田大学法学学術院教授) 参加者数 27名
12月	12月14日-15日 AIと著作権法 第2回米国・アジア比較著作権法シンポジウム・第2回米国・アジア比較著作権法円卓会議 主 催 早稲田大学知的財産法制研究所 (RCLIP) 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法学部、コロンビア大学 ロースクール Kernochan Center for Law, Media and the Arts、香港大学ロースクール 報告者 秦 元明 (中国最高人民法院・知財法廷 上級判事) Judge Margaret McKeown (米国合衆国第九巡回区控訴裁判所 判事) 中島基至 (東京地方裁判所 部総括判事) Judge Bowon Kwon (韓国知的財産高等裁判所 判事) Shira Perlmutter (米国著作権局長) 中原裕彦 (文部科学省・文部科学戦略官) 竹内 敏 (日本経済新聞社、日本新聞協会・新聞著作権小委員会委員長) Dave Kumar (Meta) Yi Wang (AlibabaCloud)、Kaixin Zhu (Tencent ResearchInstitute) 古川直裕 (ABEJA) 企画責任者 ラーデマツハ クリストフ (早稲田大学法学学術院教授) 130名 (うち学生14名)

	12月16日 ディープフェイク・ラウンドテーブル 主 催 早稲田大学知的財産法制研究所 (RCLIP) 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法務研究科、英国ボーンマウス大学、Centre for Intellectual Property, Policy & Management (CIPPM)、英国アバディーン大学 報告者 森島繁生 (早稲田大学教授) 齊藤邦史 (慶應義塾大学教授) 張 睿暎 (獨協大学教授) 蔡 万里 (豊橋技術科学大学准教授) 石江夏生利 (中央大学教授) 照井勝 (弁護士)、 中町有朋 (株式会社アミューズ) 森崎めぐみ (日本芸能従事者協会) 梶元孝太郎 (日本マイクロソフト、弁護士) 野崎雅人 (グリー株式会社、弁護士) 黒川直毅 (経済産業省、弁護士) 企画責任者 上野 達弘 (早稲田大学法学学術院教授) 参加者数 40名 (うち学生5名)
2025年 3月	3月8日 日台刑事法学シンポジウム「刑事立法学の日台比較」 主 催 早稲田大学比較法研究所 共 催 早稲田大学法学部、先端社会科学研究所 報告者 謝煜偉 (国立台湾大学教授) 深町晋也 (立教大学教授) 許恒達 (国立台湾大学教授) 仲道祐樹 (早稲田大学教授) 企画責任者 仲道 祐樹 (社会科学総合学術院教授) 参加者数 36名 (うち学生5名)
	3月27日 国際契約法・紛争解決の最先端 主 催 早稲田大学比較法研究所 共 催 国際商事法務、国際商事研究学会、国際取引法学会国際契約法制部会、早稲田大学法務研究科 報告者 (1) 国際契約法：インゲボルグ・シュベンツァー (Ingeborg Schwenzer) バーゼル大学名誉教授、Vis-Moot 理事 (2) 国際紛争解決法：ステファン・クロール (Stefan Kroell) ブチェリウス大学教授、ドイツ仲裁人協会理事、Vis-Moot 理事長 企画責任者 久保田 隆 (早稲田大学法学学術院教授) 参加者数 33名 (うち学生12名)
	3月28日 「Waseda RCLIP Evening Seminar」 主 催 早稲田大学知的財産法制研究所 (RCLIP) 共 催 早稲田大学比較法研究所、早稲田大学法務研究科 報告者 マーク・ミムラー (ロンドンシティ大学准教授) ジュリアン・カーベイ (ブリュッセル自由大学准教授) トーマス・ヴァンダム (ブリュッセル自由大学) セバスティアン・ポルダム・マン (コペンハーゲン大学) 企画責任者 上野 達弘 (早稲田大学法学学術院教授) 参加者数 11名 (うち学生4名)

(2) 公開講演会 (11 回)

2024年 5月	5月28日【第1回】 カール・シュミットの法思想 講演者：ザルマン・ロスチャイルド（カードージ大学助教授） 世話人：長谷部 恭男（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：6名（うち学生4名） ※主 催：早稲田大学比較法研究所
6月	6月1日【第2回】 監獄制度にかんする議論における 刑事法学説の発展：ふたつの革新の 接近、分離、それとも平行な発展？ 講演者：ジャン＝ルイ・アルペラン（パリ高等師範学校教授） 世話人：山城 一真（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：15名（うち学生3名） ※主 催：科研費・基盤研究 C「フランス法の核心を問うためにフランスにおける死刑史の学際的研究」代表者：福田真希（神戸大学教授） 6月7日【第3回】 EU における新たな AI 規制：その挑戦と将来の可能性 講演者：アレクサンダー・ショッパー（インスブルック大学教授） 世話人：須網 隆夫（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：46名（うち学生9名） ※主 催：早稲田大学比較法研究所
8月	8月24日【第4回】 労働市場の買手独占と競争法の特約 -労働法を活かせるか？ 講演者：デイヴィッド・カブレリ（エディンバラ大学教授） 世話人：竹内 寿（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：13名（うち学生1名） ※主 催：科研費・基盤研究 B「＜労働法と競争法の関係＞ に関する総合的研究」代表者・竹内寿（早稲田大学）
10月	10月21日【第5回】 民際的世界における 汎地球主義の始まり 講演者 ウォルフガング・パーペ（元日欧産業協力センター事務局長、CEPS 研究員） 世話人：須網 隆夫（早稲田大学法学学術院教授） 参加者 16名 ※主 催：早稲田大学比較法研究所
11月	11月7日【第6回】 「デジタル化と国際私法：日本とドイツの視点から」 講演者：デイヴィッド・カブレリ（エディンバラ大学教授） 世話人：種村 佑介（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：29名（うち学生24名） ※主 催：早稲田大学比較法研究所
12月	12月14日-15日【第7回】 障害者権利条約からみる 成年者の支援（14日） 「高齢者法—エイジズムを超えて（15日）」 講演者：クリスティーヌ・モラン（ラバル大学教授） 世話人：山城 一真（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：55名（うち学生3名） ※主 催：早稲田大学比較法研究所
2025年 1月	1月20日【第8回】 AI 規制はすべてリスクベースであるべきか？：AI 規制法の リスクベースアプローチの論理と限界 講演者：トビアス・マーラー（オスロ大学教授） 世話人：江原 勝行（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：8名（うち学生3名） ※主 催：早稲田大学比較法研究所

	1月28日【第9回】 エストニアにおける AI 活用— 行政での活用による法的課題それに 伴う大学における研究の変容 講演者：タネル・ケリクマエ（タリン工科大学教授） 世話人：江原 勝行（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：6名（うち学生4名） ※主催：早稲田大学比較法研究所
3月	3月5日【第10回】 ドイツ連邦憲法裁判所における 刑罰の概念 講演者：ルイス・グレコ（フンボルト大学教授） 世話人：松澤 伸（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：24名（うち学生2名） ※主催：早稲田大学比較法研究所
	3月24日【第11回】 ドイツにおける未遂犯論の新動向 講演者：ルイス・グレコ（フンボルト大学教授） 世話人：松澤 伸（早稲田大学法学学術院教授） 参加者：27名（うち学生7名） ※主催：早稲田大学比較法研究所

（3）スタディーセミナー（2回）

2024年 7月	7月11日【2024年度第1回】 「国際刑事司法の30年： 冷戦後の制度的発展と残された課題」 講師 小阪 真也（比較法研究所助教） ※参加者数 15名（うち学生7名）
12月	11月7日【2023年度第2回】 「デジタル化と国際私法： 日本とドイツの視点から」 講師 アントン・ツィーママン（ハイデルベルク大学博士） ※参加者数 29名（うち学生24名）

学際連携

学生還元企画の実施

比較法研究所では、法律学以外の学問分野との学術的な交流の推進、法学部・大学院法学研究科・大学院法務研究科との連携、および学内の他の附属設置研究所や外部機関との連携の強化に取り組んでいますが、それに加え 2021 年度より、本学の学生（学部生・大学院生を含む）を主な対象として、外国の法文化に対する理解を広めることを目的とした「比較法研究所スタディセミナー」を開催することしました。

このセミナーは、比較法研究所の研究成果を学生に還元することを目的としており、これまで比較法研究所が開催してきた公開講演会や公開セミナーのように研究者を対象とした専門的なものではなく、外国法に関する知見を、様々な角度からわかりやすい内容で学生に伝えることを目的としています。

具体的には、国外留学・出張など国外活動の体験談も交えた外国法文化の解説等により、国外留学や大学院進学を検討・準備の参考になるような内容について、年 2 ～ 3 回程度の開催を予定しています。

ここでは、2024 年度第 1 回スタディセミナーの開催報告を掲載します。

（比較法研究所ウェブサイトより）

【開催報告】2024 年度第 1 回比研スタディセミナーが開催されました

日 時： 2024 年 7 月 11 日（木） 17:00～18:30

場 所： オンラインによる開催

講 師： 小阪 真也（早稲田大学比較法研究所助教）

参加者： 15 名（うち学生 7 名）

2024 年 7 月 11 日（木）、2024 年度第 1 回スタディセミナーが開催されました。



今回のテーマは「国際刑事司法の 30 年：冷戦後の制度的発展と残された課題」でした。講師は早稲田大学比較法研究所の小阪真也助教が務め、司会は早稲田大学法学学術院の大橋麻也教授が務めました。

報告ではまず、冷戦後の国際刑事司法の発展について、法と組織に焦点を当てて説明を行いました。法に関しては 1993 年の旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷（ICTY）の設立を皮切りに世界各地で設立されてきた国際刑事法廷における適用法規において、国際刑事法上の重大犯罪とされるジェノサイドなどの中核犯罪を裁くための法整備が類似した形で行われたことが指摘されました。また、国内においては日本のように国際刑事

裁判所（ICC）と協力するための法を制定する国々や、カナダやアルゼンチンのように特別法を設置して中核犯罪を訴追する体制を整える国々などの類型について説明が行われ、アルゼンチンの例を挙げて国内での中核犯罪訴追の実例が紹介されました。

また、組織の発展経緯に関して、1993年に活動を開始した ICTY 以降、世界各国に国際刑事法廷が設立されていく経緯が説明されました。報告では特に ICC 規程が 2002 年に発効して以降、2024 年現在までの予算や人員規模などを含めた組織の発展経緯が説明されるとともに、ICTY やルワンダ国際刑事法廷（ICTR）などの閉廷した法廷における「遺産」の形成に向けた近年の取り組みも説明されました。

次に過去 30 年間で国際刑事司法において果たされなかった課題として、在任中の行政府の長の国際刑事法廷における有罪判決が挙げられ、ICTY から ICC に至るまで、大統領や首相に該当する人物の在任中に逮捕状は発行されつつも、実際に審理を受けて有罪判決が出されている事例は、該当する人物が退任し政治的な権力を失った後であることが散見されると述べられました。本課題は 2023 年のロシア大統領ならびに 2024 年のイスラエル首相などに対する ICC による訴追においても課題となるものであり、報告ではその要因として、特に ICC に関しては ICC 規程第 1 条に定められた「補完性の原則」の理念に基づき常に各国の刑事管轄権に優越し司法介入を徹底する形で組織が形成されているわけではないことや、ICC 規程第 87 条の協力を締約国に求める制度が必ずしも実効的に機能していないことなどが指摘されました。

報告の最後部では国際刑事司法に関する研究方法についても紹介され、各国際刑事法廷の法規・判例を探すための方法や、法廷の活動地において現地調査を行うための方法などについて説明が行われました。その後の質疑応答では、ジェノサイド条約などの国際条約と各国際刑事法廷の適用法規の関係、冷戦後に世界各地に国際刑事法廷が設立されたことの意義、国際刑事裁判所の審理プロセスなどが議題として挙げられ、議論が行われました。

運営体制（2024 年 9 月 21 日現在）

所長

上野 達弘（法学学術院教授）

幹事

種村 佑介（法学学術院教授）

管理委員

秋山 靖浩	石田 京子	上野 達弘	江原 勝行	大塚 直
大橋 麻也	岡田 外司博	小川 佳樹	金澤 孝	河野 真理子
久保田 隆	小西 暁和	三枝 健治	酒井 啓亘	渋谷 謙次郎
下山 憲治	白石 大	杉本 一敏	高田 昌宏	竹内 寿
田村 達久	種村 佑介	勅使川原 和彦	中村 民雄	中本 香織
箱井 崇史	橋本 有生	長谷部 恭男	原田 俊彦	萬歳 寛之
古谷 修一	文 元春	松澤 伸	若林 泰伸	

（五十音順）

構成員（2025 年 3 月現在 ※2024 年度構成員）

兼任研究所員

※所属、氏名、専門の順に記載

憲法・行政法			刑事法		
法学学術院	愛敬 浩二	憲法	法学学術院	遠藤 聡太	刑法
法学学術院	江原 勝行	憲法	法学学術院	大澤 裕	刑事訴訟法
教育・総合科学学術院	遠藤 美奈	憲法	法学学術院	小川 佳樹	刑事訴訟法
法学学術院	岡田 正則	行政法	法学学術院	甲斐 克則	刑法
法学学術院	金澤 孝	憲法	法学学術院	北川 佳世子	刑法
社会科学総合学術院	黒川 哲志	行政法、環境法	法学学術院	小西 暁和	刑事政策
法学学術院	下山 憲治	憲法	法学学術院	酒巻 匡	刑事訴訟法
法学学術院	田村 達久	行政法	法学学術院	杉本 一敏	刑法
法学学術院	中島 徹	憲法	法学学術院	田山 聡美	刑法
法学学術院	長谷部 恭男	憲法	社会科学総合学術院	仲道 祐樹	刑法
法学学術院	人見 剛	行政法	法学学術院	稗田 雅洋	刑事訴訟法
法学学術院	渡辺 徹也	租税法	法学学術院	松澤 伸	刑法
			法学学術院	松原 芳博	刑法
			法学学術院	三木 祥史	刑事法
民法			労働法・社会保障法		
法学学術院	青木 則幸	民法	法学学術院	大木 正俊	労働法
法学学術院	秋山 靖浩	民法	法学学術院	菊池 馨実	社会保障法
法学学術院	大澤 慎太郎	民法	社会科学総合学術院	鈴木 俊晴	労働法
法学学術院	大場 浩之	民法	法学学術院	竹内 寿	労働法
教育・総合科学学術院	北山 雅昭	民法	社会科学総合学術院	棟居 徳子	社会保障法
法学学術院	三枝 健治	民法	法学学術院	水町 勇一郎	労働法
法学学術院	白石 大	民法			
法学学術院	中山 直子	民法			
法学学術院	橋本 有生	民法			
法学学術院	山口 齐昭	民法、医事法			
法学学術院	山城 一真	民法			
法学学術院	山野目 章夫	民法			
社会科学総合学術院	吉田 和夫	民法			
商法			民事手続法		
法学学術院	大塚 英明	商法	法学学術院	内田 義厚	民事訴訟法
法学学術院	尾形 祥	会社法	法学学術院	菅原 郁夫	民事訴訟法
法学学術院	尾崎 安央	商法	法学学術院	高田 昌宏	民事訴訟法
社会科学総合学術院	川島 いづみ	商法	法学学術院	棚橋 洋平	民事訴訟法
法学学術院	黒沼 悦郎	商法	法学学術院	勅使川原 和彦	民事訴訟法
法学学術院	小出 篤	商法	法学学術院	中本 香織	民事手続法
商学学術院	柴崎 暁	商法	法学学術院	松村 和徳	民事訴訟法
法学学術院	鳥山 恭一	商法	法学学術院	山本 研	民事手続法
商学学術院	中村 信男	商法			
法学学術院	箱井 崇史	商法			
法学学術院	福島 洋尚	商法・会社法			
法学学術院	若林 泰伸	商法			
商学学術院	和田 宗久	会社法			
国際関係法					
法学学術院	河野 真理子	国際法			
法学学術院	久保田 隆	国際金融法			
法学学術院	酒井 啓亘	国際経済法			
法学学術院	須網 隆夫	E U 法			
国際学術院	瀬田 真	海洋法、海洋政策			
法学学術院	種村 佑介	国際私法			
法学学術院	道垣内 正人	国際私法			
法学学術院	萬歳 寛之	国際法			
法学学術院	古谷 修一	国際法			
法学学術院	吉田 暁永	国際人権法			

基礎法			先端・展開		
国際学術院	秋葉 丈志	基礎法	理工学術院	石巻 実穂	環境法
法学学術院	石田 京子	法社会学・法曹倫理	法学学術院	上野 達弘	知的財産法
法学学術院	大橋 麻也	フランス法	法学学術院	大塚 直	民法・環境法
法学学術院	郭 舜	法哲学	法学学術院	岡田 外司博	経済法
法学学術院	榎澤 能生	法社会学・農業法	法学学術院	肥塚 肇雄	民事法
法学学術院	渋谷 謙次郎	基礎法	法学学術院	鈴木 将文	知的財産権法
法学学術院	中村 民雄	英米法	法学学術院	土田 和博	経済法
法学学術院	原田 俊彦	ローマ法	法学学術院	原田 香菜	先端科学技術と法・私法
法学学術院	文 元春	中国法	法学学術院	平井 光貴	法哲学
社会科学総合学術院	横野 恵	医事法、生命倫理	法学学術院	森本 英香	環境法
法学学術院	ロドリゲス サムディオ ルベン	基礎法	法学学術院	ラデマツル クリストフ	知的財産権法
法学学術院	和田 和正	法社会学	その他		
法学学術院	和田 仁孝	法社会学、紛争処理法			
法学学術院	和仁 かや	法制史	政治経済学術院	仲内 英三	西洋政治史

招聘研究員

外国民事訴訟法研究	
専修大学法科大学院	安達 栄司
関東学院大学法学部	宇都宮 遼平
東京都立大学	加藤 甲斐斗
立命館大学法学部	川中 啓由
明治学院大学法学部	近藤 隆司
白鷗大学	坂本 恵三
法政大学法学部	杉本 和士
流通経済大学法学部	田尻 泰之
明治大学法科大学院法務研究科	中山 幸二
大阪公立大学大学院都市経営研究科	久末 弥生
名城大学法学部	柳沢 雄二
21 世紀の憲法・行政法の変動の下での公法学の展開	
立正大学法学部	李 斗領
奈良教育大学	奥田 喜道
富山国際大学子ども育成学部	彼谷 環
南山大学法学部	河合 正雄
明治大学	斎藤 一久
南山大学法務研究科	實原 隆志
東京大学大学院総合文化研究科	ジロドリ イザベル
九州大学大学院法学研究院	高橋 雅人
一橋大学法学研究科	但見 亮
岩手県立大学総合政策学部	千國 亮介
大東文化大学法学部	藤井 康博
駒澤大学法学部	三宅 雄彦

大東文化大学法学部	望月 穂貴
千葉大学教育学部	山本 響子
杏林大学総合政策学部	劉 迪

データベース作成を目的としたフランス法全般の最新動向の分析

聖学院大学政治経済学部	石川 裕一郎
亜細亜大学法学部	小倉 健裕
宮崎産業経営大学	古賀 修平
大分大学経済学部	小山 敬晴
白鷗大学法学部	白石 智則
東京交通短期大学	関 雄介
広島修道大学	譚 天陽
帝京科学大学総合教育センター	塚林 美弥子
立正大学法学部	馬場 里美
新潟大学法学部	林 滉起
亜細亜大学法学部	春山 習
筑波大学法科大学院	日野 辰哉

国際知的財産法・国際取引法の比較法的検討

青山学院大学法学部	伊藤 敬也
文京学院大学外国語学部	金 彦叔
寿城大学	金 知萬
琉球大学大学院法務研究科	白木 敦士
青山学院大学法学部	浜辺 陽一郎
関西学院大学法学部	山口 敦子

アメリカ最高裁判所の研究

創価大学大学院法務研究科教授	神尾 将紀
東洋大学法学部	原口 佳誠
プリティッシュ・コロンビア大学	松井 茂記
成蹊大学法学部	湯原 心一
関東学院大学法学部	吉田 仁美

英米刑事法研究

福岡大学法学部	芥川 正洋
明治大学法学部	内田 幸隆
拓殖大学	大塚 雄祐
福岡大学法科大学院	大庭 沙織
専修大学大学院法務研究科	加藤 克佳
名古屋大学大学院法学研究科	小島 淳
西南学院大学法学部	佐藤 友幸
名城大学法学部	滝谷 英幸
名古屋学院大学法学部	谷岡 拓樹
愛知学院大学法学部	野村 健太郎
岡山大学大学院社会文化科学研究科	原田 和往
東洋大学法学部	松田 正照
筑波大学法科大学院	渡邊 卓也

アジア公法学の比較研究

奈良教育大学	奥田 喜道
華東政法大学法学院	江 利紅
東京大学大学院法学政治学研究科	穴戸 常寿
武漢大学法学院	熊 琦
台湾亜州大学	宋 名晰
中国政法大学	趙 一単
香港中文大学	ツァン キンフォン
広州大学	聞 志強
名古屋経済大学法学部	水島 玲央
中国政法大学比較法学研究院	牟 憲魁
熊本学園大学社会福祉学部	森口 千弘
中国社会科学院法学研究所	呂 艶濱

英米少年法研究

福山平成大学福祉健康学部	石田 咲子
愛媛大学法学部	桑島 碧
国土舘大学法学部	穴倉 悠太
国土舘大学法学部	辰野 文理
国土舘大学法学部	吉開 多一

経済行政法理論の比較法的研究

東南大学法学研究科	閻 周奇
南京財経大学法学院	王 樹良
金沢大学法学系	長内 祐樹
愛媛大学法文学部	権 奇法
愛知学院大学法学部	杉原 丈史
駒澤大学法科大学院	趙 元済
東洋大学法科大学院	寺 洋平
日本大学法学部	友岡 史仁
名古屋学院大学法学部	坂東 洋行
駒澤大学	平川 英子
青山学院大学法学部	府川 繭子
南山大学	宮尾 亮甫
大東文化大学法学部	森 稔樹
高崎経済大学地域政策学部	山田 真一郎
華東政法大学科学研究院	楊 官鵬
南京航空航天大学人文与社会科学学院	李 成玲

イギリス最高裁判所研究

東京大学大学院法学政治学研究科	浅香 吉幹
東北大学法学研究科	北島 周作
帝塚山大学法学部	佐野 隆
専修大学法学部准教授	高橋 脩一
東京大学法学政治学研究科	溜箭 将之
常葉大学法学部	和田 武士

EU 法最新動向研究

東北大学大学院法学研究科	石川 真衣
亜細亜大学法学部	上田 廣美
獨協大学法学部	大藤 紀子
名古屋市立大学	岡村 優希
都民総合法律事務所	黒岩 容子
大阪大学国際公共政策研究科	西連寺 隆行
桜美林大学リベラルアーツ学群社会領域	佐藤 以久子
東洋大学法学部	多田 英明
京都大学大学院法学研究科	中西 康
学習院大学法学部	橋本 陽子

北欧法制の研究

中央学院大学法学部	木崎 峻輔
広島修道大学法学部	十河 隼人
愛媛大学法文学部	田川 靖紘
東北大学大学院法学研究科	松本 圭史
埼玉工業大学人間社会学部	李 艶紅

「持続可能社会」法学

専修大学法学部	飯 考行
松蔭大学経営文化学部	上地 一郎
高知大学人文社会科学部	緒方 賢一
常葉大学法学部	小川 祐之
大分大学経済学部	亀岡 鉦平
中部大学経営情報学部	久米 一世
岩手県立大学	桑原 尚子
津市立三重短期大学法経科	杉田 和正
富山大学教育学部	高橋 満彦

不法行為法改正に向けた基礎的考察

東洋大学法学部	大坂 恵里
東京大学法学政治学研究科	中原 太郎
京都大学法学研究科	橋本 佳幸
中央大学法務研究科	前田 太朗

権利救済法システムの比較研究

嘉悦大学経営経済学部	石川 光晴
日本大学法学部	小田 司
名古屋大学大学院法学研究科	村上 正子
名城大学法学部	柳沢 雄二
日本大学法学部	吉田 純平

環境基本法の改正に向けての問題点の整理および検討

明治学院大学法学部	赤渕 芳宏
横浜国立大学 大学院環境情報研究院	及川 敬貴
大妻女子大学社会情報学部	木村 ひとみ

上智大学法学部	桑原 勇進
都留文科大学地域社会学科	小島 恵
京都大学法学研究科	島村 健
博士学位取得者	進藤 真人
明治学院大学法学部	鶴田 順
清和大学法学部	手塚 一郎
国際農林業協働協会	藤岡 典夫
東京経済大学現代法学部	二見 絵里子

AI（人工知能）と法	
一橋大学社会科学高等研究院	王 威駟
上海政法学院法律学院	卞 如意

英連邦諸国の会社法・資本市場法制の比較研究	
中央大学法科大学院	尾関 幸美
駿河台大学法学部	菊田 秀雄
愛知学院大学 法学部	黒野 葉子
青山学院大学大学院会計・ファイナンス研究科	重田 麻紀子
高崎経済大学経済学部経営学科	沈 律
東北学院大学法学部	内藤 裕貴
滋賀大学経済学部	林 孝宗
名古屋学院大学法学部	坂東 洋行
久留米大学法学部	本間 美奈子
広島修道大学法学部	森 啓悟
埼玉工業大学人間社会学部	李 艶紅

日韓関係における法と政治	
神戸大学法学研究科	大西 裕
神戸大学法学研究科	小野 博司
公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構	金 恩貞
関西大学政策創造学部	権 南希
学習院女子大学	小中 さつき
北海道大学大学院法学研究科	児矢野 マリ
学習院女子大学国際文化交流学部	櫻井 大三
青山学院大学法学部	申 恵丰
京都大学大学院法学研究科	玉田 大
明治学院大学法学部	鶴田 順
國學院大學法学部	宮内 靖彦

ドイツ法律用語の総合的研究	
東京大学大学院法学政治学研究科	大西 楠テア
埼玉大学大学院人文社会科学研究科	栗島 智明
東北学院大学法学部	内藤 裕貴

研究協力員

コペンハーゲン大学ヨーロッパ・比較法研究所	内藤 識
早稲田大学法学研究科博士後期課程	原田 一葉

助教・助手

早稲田大学比較法研究所助教

小阪 真也

早稲田大学比較法研究所助手

杜 雪雯

早稲田大学比較法研究所助手

ドイル 彩佳

2025年8月 早稲田大学比較法研究所 発行

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1
E-Mail : hiken@waseda.jp
03-3208-8610